

特定非営利活動法人とんぼ池山荘

定款

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人とんぼ池山荘という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県名張市安部田砥口1094番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域住民が、高齢になって、虚弱になったり、独居又は、夫婦のみ世帯で、日中さみしくしている方々に、住み慣れたわが街で、元気に長生きしていただき、かつ、一人の人間として尊重されるよう、在宅の介護に関する事業を行い、もって、住民参加の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

- ① 介護保険法に基づく地域密着型事業小規模多機能型居宅介護事業
- ② 介護保険法に基づく地域密着型事業介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- ③ 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業
- ④ 介護保険法に基づく通所介護事業
- ⑤ 介護保険法に基づく地域密着型認知症対応型通所介護事業
- ⑥ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業
- ⑦ 介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業
- ⑧ 介護保険法に基づく第一号通所事業
- ⑨ 介護保険法に基づく第一号訪問事業
- ⑩ 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業又は第一号介護予防支援事業
- ⑪ 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業

- ⑫ 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- ⑬ 介護老人福祉施設及び有料老人ホームの経営
- ⑭ 介護保険に基づく訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業
- ⑮ サービス付高齢者向け賃貸住宅の建設及び賃貸業務
- ⑯ 共同居住型賃貸住宅の建設、経営及び賃貸業務
- ⑰ 介護保険法による特定施設入居者生活介護事業
- ⑱ 高齢者及び障害者への食品、料理材料、加工調理食品の宅配及び配食業務
- ⑲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による下記の障害福祉サービス事業
 - (1) 居宅介護
 - (2) 重度訪問介護
 - (3) 行動援護
 - (4) 同行援護
 - (5) 療養介護
 - (6) 生活介護
 - (7) 短期入所
 - (8) 重度障害者等包括支援
 - (9) 共同生活介護
 - (10) 共同生活援助
 - (11) 施設入所支援
 - (12) 自立訓練
 - (13) 就労移行支援
 - (14) 就労継続支援A型
 - (15) 就労継続支援B型
- ⑳ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の経営
- ㉑ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による相談支援事業
- ㉒ 児童福祉法に基づく下記の障害児通所支援事業
 - (1) 児童発達支援
 - (2) 放課後等デイサービス
 - (3) 保育所等訪問支援
- ㉓ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ㉔ 福祉有償運送
- ㉕ 介護用品の販売
- ㉖ 介護福祉機器の販売及びレンタル業
- ㉗ 介護福祉用具の修理・加工
- ㉘ 介護保険法に基づく、下記の指定居宅サービス事業
 - (1) 福祉用具貸与
 - (2) 介護予防福祉用具貸与

- (3) 特定福祉用具販売
- (4) 介護予防 特定福祉用具販売
- ⑳ 介護保険外における高齢者に対する入浴、食事、掃除、洗濯、医療機関への連絡、通院介助その他日常生活における介護サービス業務及び相談支援業務
- ㉑ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適用外における障害者に対する入浴、食事、掃除、洗濯、医療機関への連絡、通院介助その他日常生活における介護サービス業務及び相談支援業務
- ㉒ 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の経営
- ㉓ レンタルスペースの企画、運営及び管理
- ㉔ 各種イベント、セミナー、撮影等の企画及び運営
- ㉕ 不動産の賃貸及び管理

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進上の社員とする。

- ①正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員として入会する者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由のない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとみなす。

- ①本人が死亡し、会員である団体が消滅したとき
- ②会費を2年以上納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において社員総数の2分の1以上の議決により、これを除名にすることができる。

この場合、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①この定款に違反したとき
- ②この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 会員が抛出した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

第 3 章 役員

(種別)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- ①理事 3～5名
 - ②監事 1～2名
- 1 理事のうち1人を理事長とする。
 - 2 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3 理事長は、理事の互選により定める。
 - 4 役員のうちそれぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 3 監事は次に掲げる職務を行う。
 - ①理事の業務執行の状況を監査すること
 - ②この法人の財産の状況を監査すること
 - ③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合、これを総会または所轄庁に報告すること
 - ④前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - ⑤理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見をのべること

(任期)

第 14 条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、それぞれの任期の残存期間とする。
- 4 役員は辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 15 条 理事または監事のうちその 3 分の 1 をこえるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。ただし理事会は、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められたとき
- ②職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 17 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が定める。

第 4 章 総会

(種別)

第 18 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は以下の事項について議決する。

- ①定款の変更
- ②解散
- ③合併
- ④事業計画および活動予算並びにその変更
- ⑤事業報告および決算
- ⑥役員の選任および解任、職務および報酬

- ⑦入会および会費の額
- ⑧長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨事務局の組織および運営
- ⑩その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第 21 条 通常総会は毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- ①理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - ②正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - ③監事が第 13 条第 4 項第 4 号の規定により招集したとき

(招集)

- 第 22 条 総会は理事長が招集する。ただし前条第 2 項第 3 号の規定による場合は監事が招集する。
- 2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった場合、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 23 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 24 条 総会は正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

- 第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議決事項はこの定数で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(書面表決等)

- 第 26 条 やむをえない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、または他の正会員を代理として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前 2 条、第 27 条第 3 号及び第 45 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

①日時及び場所

②正会員の現在数

③出席した正会員の数（書面表決者および表決委任者についてはその数を明記すること）

④審議事項及び議決事項

⑤議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

①総会に付議すべき事項

②総会で議決した事項の執行に関する事項

③その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

①理事長が必要と認めたとき

②理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第 31 条 理事会は理事長が招集する。理事長は前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも 3 日前までに通告しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は理事長があたる。

(議決)

- 第 33 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決)

- 第 34 条 各理事の表決は平等なるものとする。
- 2 やむ負えない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ①日時及び場所
 - ②理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - ③審議事項
 - ④議事の経過の概要
 - ⑤議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

第 6 章 資産、会計及び事業計画

(資産)

- 第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- ①財産目録に記載された財産
 - ②入会金及び会費
 - ③寄付金品
 - ④財産から生じる収入
 - ⑤事業に伴う収入
 - ⑥その他の収入

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、特定非営利活動にかかわる事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 38 条 資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は、特定非営利活動にかかわる事業に関する会計のみとする。

(事業計画および予算)

第 41 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予算の設定および使用)

第 42 条 前条の規定する予算には、予算超過または予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 第 42 条の規定にかかわらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書および決算)

第 44 条 理事長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 45 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類および帳簿の備置き)

- 第48条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。
- ①会員名簿及び会員の移動に関する書類
 - ②収入、支出に関する証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第49条 この定款の変更は、総会において正会員の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第50条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
- ①総会の決議
 - ②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③正会員の欠亡
 - ④合併
 - ⑤破産
 - ⑥所轄庁の認証の取り消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承託を経なければならない。

(残余財産の処分)

- 第51条 解散後の残余財産は、次の者に帰属させるものとする。
- (名称) 名張市
- (主たる事務所の所在地) 三重県名張市鴻之台1番町1番地

第9章 雑則

(公告)

- 第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報により行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(委任)

- 第53条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て理事長が別に定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	1,000円
	年会費	1,000円
- 3 この法人の設立当時の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当時の役員は、次に掲げるものとする。

(1) 理事長	氏名	和泉	かつ子
(2) 副理事長	氏名	小玉	滋
(3) 理事	氏名	伊藤	傳一
(4) 理事	氏名	坂本	功一
(5) 監事	氏名	稲垣	俊彦
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず設立の日から平成18年3月31日までとする。

令和8年度事業計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

特定非営利活動法人とんぼ池山荘

1 事業実施の方針

昨年度からの事業を継続し、より適切にサービスの提供ができるようにすることで当法人の目的を達成することができるようにする方針です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定
①介護保険法に基づく地域密着型事業小規模多機能型居宅介護事業	通所・訪問 ショートステイ	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	名張市安部田 1094	10人	利用者 22人
②介護保険法に基づく地域密着型事業介護予防小規模多機能型居宅介護事業	通所・訪問 ショートステイ (共生型)	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	名張市箕曲中村 720-1 名張市安部田 1108	5人	利用者 10人
④福祉有償運送	福祉有償運送	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	名張市安部田 1108	10人	利用者 22人
①介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業	グループホーム	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	名張市箕曲中村 1175-4	12人	利用者 7人

令和9年度事業計画書

(令和9年4月1日～令和10年3月31日)

特定非営利活動法人とんぼ池山荘

1 事業実施の方針

昨年度からの事業を継続し、より適切にサービスの提供ができるようにすることで当法人の目的を達成することができるようにする方針です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定
②介護保険法に基づく地域密着型事業介護予防小規模多機能型居宅介護事業	通所・訪問 ショートステイ (共生型)	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	名張市箕曲中村 720-1 名張市安部田 1108	15人	利用者 32人
④福祉有償運送	福祉有償運送	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	名張市安部田 1108	10人	利用者 22人
⑪介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業	グループホーム	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	名張市箕曲中村 1175-4	12人	利用者 9人

(その他の事業を定款に掲げていない場合)

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人とんぼ池山荘

(単位:円)

科目	金額 (円)	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
事業収益	107,500,000	107,500,000
5. その他収益		
受取利息	13,000	
雑収益	16,200,000	16,213,000
経常収益計		123,713,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	57,000,000	
法定福利費	8,400,000	
退職給付費用		
福利厚生費	300,000	
賞与	4,200,000	
人件費計	69,900,000	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	1,150,000	

減価償却費	7,710,000	
教材費	130,000	
研修費	190,000	
広報費	30,000	
交際費	130,000	
通信費	640,000	
行事費	30,000	
消耗品費	1,200,000	
修繕費	460,000	
水道光熱費	3,300,000	
諸会費	135,000	
支払手数料	4,050,000	
車両費	4,700,000	
地代家賃	1,250,000	
賃借料	2,270,000	
保健衛生費	35,000	
保険料	1,030,000	
租税公課	220,000	
食材料費	4,600,000	
雑費	2,550,000	
事務用品費	400,000	
リース料	132,000	
事務委託料	900,000	
管理委託料	120,000	
その他経費計	37,372,000	
事業費計		107,272,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	3,800,000	
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	3,800,000	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息	1,850,000	

その他経費計	1,850,000	
管理費計		5,650,000
経常費用計		112,922,000
当期経常増減額		10,791,000
Ⅲ 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計		
Ⅳ 経常外費用		
1. 固定資産圧縮損	12,700,000	
経常外費用計		12,700,000
当期正味財産増減額		△1,909,000
前期繰越正味財産額		6,950,356
次期繰越正味財産額		5,041,356

(その他の事業を定款に掲げていない場合)

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人とんぼ池山荘

(単位：円)

科目	金額 (円)	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
事業収益	108,000,000	108,000,000
5. その他収益		
受取利息	13,000	
雑収益	16,200,000	16,213,000
経常収益計		124,213,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	57,000,000	
法定福利費	8,400,000	
退職給付費用		
福利厚生費	300,000	
賞与	4,200,000	
人件費計	69,900,000	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	1,150,000	

減価償却費	7,710,000	
教材費	130,000	
研修費	190,000	
広報費	30,000	
交際費	130,000	
通信費	640,000	
行事費	30,000	
消耗品費	1,200,000	
修繕費	460,000	
水道光熱費	3,300,000	
諸会費	135,000	
支払手数料	4,050,000	
車両費	4,700,000	
地代家賃	1,250,000	
賃借料	2,270,000	
保健衛生費	35,000	
保険料	1,030,000	
租税公課	220,000	
食材料費	4,600,000	
雑費	2,550,000	
事務用品費	400,000	
リース料	132,000	
事務委託料	900,000	
管理委託料	120,000	
その他経費計	37,372,000	
事業費計		107,272,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	3,800,000	
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計	3,800,000	
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息	1,850,000	

その他経費計	1,850,000		
管理費計		5,650,000	
経常費用計			112,922,000
当期経常増減額			11,291,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産圧縮損		12,700,000	
経常外費用計			12,700,000
当期正味財産増減額			△1,409,000
前期繰越正味財産額			5,041,356
次期繰越正味財産額			3,632,356